女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく 兵庫教育大学行動計画

- 1. 計画期間 令和4年 4月1日~令和10年3月31日(6年間)
- 2. 内容
- ○女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】

目標1:計画期間内中、女性役員1名以上、女性管理職の割合を15%以上とする。

〈対策・実施時期〉令和4年4月以降

- 1. 意欲と能力のある女性教職員の積極的発掘のための方策を実施する。
- 2. 毎年度、女性管理職の比率を確認し、Webページ上に公表する。

目標2:計画期間中、女性教職員の採用比率平均30%以上(人事交流除く)とする。

〈対策·実施時期〉令和4年4月以降

- 1. 女性教職員の支援体制について、Webページで周知する。
- 2. 毎年度、女性教職員の採用比率を確認し、Webページ上に公表する。
- 〇職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備(妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者を含む)【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律/次世代育成支援対策推進法】

目標1:計画期間中、育児休業の取得状況を次の水準以上とする。

男性教職員:計画期間内に1人以上/女性教職員:取得率90%以上

〈対策・実施時期〉令和4年4月以降

- 1. 出産・育児支援制度について、Webページで周知する。
- 2. 毎年度、男女別の育児休業取得状況を確認し、Webページ上に公表する。

│目標2:柔軟な働き方を実現するため、在宅勤務を積極的に活用する。

〈対策・実施時期〉令和4年4月以降

- 1. 在宅勤務を実施することができるよう、環境を整える。
- 2. 週1日以上の在宅勤務を実施する。
- ○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項【次世代育成支援対策推進法】

│目標1:時間外労働を削減するため設定した「ノー残業デー」の徹底を図る。

〈対策・実施時期〉令和4年4月以降

- 1. 1週間に1回実施している「ノー残業デー」の徹底を図り、時間外労働をしない日を設ける。
- 2. 時間外労働を削減するため、業務の優先付けや業務分担の見直しを行う。

目標2:計画期間中、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年12日以上とする。

〈対策・実施時期〉令和4年4月以降

- 1. 子どもの長期休業や家族の記念日等における年次有給休暇の計画的取得など、取得しやすい環境づくりに努め、取得の促進を図る。
- 2. ゴールデンウィーク、年末年始の休日、夏季休暇、ハッピーマンデー休日等の前後の休暇取得などによる連続休暇取得の促進を図る。